

(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		
(す)	(す)	(中)	(13)	(キ)	(指)

令和5年分
開催分

(ふりがな) ごぼうのとう

1 政治団体の名称 ごぼうの党

2 主たる事務所の所在地 東京都杉並区阿佐谷南3-37-13
大同マンション1006

3 代表者の氏名 (姓) (名)
奥野 卓志

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
中野 雄太

事務担当者の氏名

(姓) (名)
中野 雄太

(電話) 080-3096-6935

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部	の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

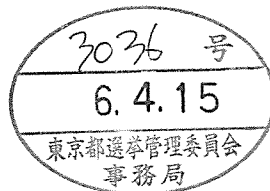
活動区域の区分	
☒ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☒ 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) (名) 奥野 卓志
公職の種類	参議院議員
(現職・候補者の別)	(候補者等)
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額		33,372,631
	(前 年 か ら の 繰 越 額)	12,639,870
	(本 年 の 収 入 額)	20,732,761
支 出 総 額		12,448,145
翌 年 へ の 繰 越 額		20,924,486

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額		0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)		0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	500,000	
	(う ち 特 定 寄 附) 0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ロ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ロ)	500,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	500,000	

(その4)

(4) 借 入 金			
行番号	借 入 先	金 額	備 考
1	東洋ライフサービス株式会社	2, 200, 000	令和5年5月31日
2	東洋ライフサービス株式会社	2, 000, 000	令和5年6月8日
3	東洋ライフサービス株式会社	790, 000	令和5年7月16日
4	東洋ライフサービス株式会社	3, 000, 000	令和5年7月27日
5	東洋ライフサービス株式会社	269, 370	令和5年7月31日
6	東洋ライフサービス株式会社	165, 000	令和5年8月1日
7	東洋ライフサービス株式会社	326, 822	令和5年8月2日
8	東洋ライフサービス株式会社	4, 367, 852	令和5年8月21日
9	東洋ライフサービス株式会社	608, 851	令和5年8月31日
10	東洋ライフサービス株式会社	1, 146, 351	令和5年9月1日
11	東洋ライフサービス株式会社	942, 500	令和5年9月11日
12	東洋ライフサービス株式会社	179, 500	令和5年9月19日
13	東洋ライフサービス株式会社	165, 000	令和5年9月26日
14	東洋ライフサービス株式会社	492, 960	令和5年9月29日
15	東洋ライフサービス株式会社	2, 327, 476	令和5年10月5日
	こ の 頁 の 小 計	18, 981, 682	

(その4)

(4) 借 入 金			
行番号	借 入 先	金 額	備 考
16	東洋ライフサービス株式会社	77, 000	令和5年10月31日
17	東洋ライフサービス株式会社	300, 190	令和5年11月9日
18	東洋ライフサービス株式会社	40, 000	令和5年12月8日
19	東洋ライフサービス株式会社	368, 580	令和5年12月28日
20			
	こ の 頁 の 小 計	785, 770	
	合 計	19, 767, 452	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1	Tシャツ販売	278,932	令和5年7月10日
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	278,932	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	186,377	
	合 計	465,309	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
1	宮原義照	100,000	R5/10/11	福岡県北九州市門司区寺内3-1-35	会社役員	
2	古江勝紀	100,000	R5/10/11	福岡県北九州市八幡東区昭和1-3-15	自営業	
3	橋口正一郎	300,000	R5/11/19	鹿児島県鹿児島市大黒町2-1-101	医師	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	500,000				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	500,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	1,527,210	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	0	0	
小 計	1,527,210	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	8,155,062	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	7,675,737	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	479,325	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	2,765,873	0	
小 計	10,920,935	0	
合 計	12,448,145		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					イ 宣伝事業費 動画関連	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	動画制作費用	1,320,000	R5/6/8	SHARE DREAM(株)	東京都港区西麻布2-14-4-4F	
2	動画制作費用	121,000	R5/7/7	V-Systems(株)	北海道札幌市中央区北五条西25丁目 4-1 525MMビル501	
3	動画撮影費用	458,410	R5/7/14	(株)WOW	東京都新宿区西新宿3-2-9	
4	動画作成費用	1,200,000	R5/7/18	奥田将仁	神奈川県大和市西鶴間4-1-5日神パレ ス鶴間	
5	動画撮影費用	974,820	R5/9/1	(株)WOW	東京都新宿区西新宿3-2-9	
6	動画撮影費用	171,531	R5/9/1	(株)WOW	東京都新宿区西新宿3-2-9	
7	動画作成費用	942,500	R5/9/11	奥田将仁	神奈川県大和市西鶴間4-1-5日神パレ ス鶴間	
8	動画制作費用	44,000	R5/9/29	V-Systems(株)	北海道札幌市中央区北五条西25丁目 4-1 525MMビル501	
9	動画撮影費用	2,327,476	R5/10/5	(株)WOW	東京都新宿区西新宿3-2-9	
10	動画作成費用	40,000	R5/12/8	奥田将仁	神奈川県大和市西鶴間4-1-5日神パレ ス鶴間	
11	動画作成費用	10,000	R5/12/8	奥田将仁	神奈川県大和市西鶴間4-1-5日神パレ ス鶴間	
12						
13						
14						
	こ の 頁 の 小 計	7,609,737				
	そ の 他 の 支 出					
	合 計	7,609,737				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					イ 宣伝事業費 印刷代	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	印刷代	66,000	R5/8/2	大東印刷工業株式会社	東京都墨田区向島3-35-9	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	66,000				
	そ の 他 の 支 出					
	合 計	66,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		6. その他の事業費	
					Tシャツ販売	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	Tシャツ製造費	165,000	R5/9/26	(株)PMC	東京都目黒区中目黒1-4-21-102	
2	Tシャツ製造費	300,190	R5/11/9	(株)PMC	東京都目黒区中目黒1-4-21-102	
3	Tシャツ製造費	14,135	R5/11/22	(株)PMC	東京都目黒区中目黒1-4-21-102	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	479,325				
	そ の 他 の 支 出					
	合 計	479,325				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		9. その他の経費	
					9. その他の経費 顧問料	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	顧問料	77,000	R5/2/1	中野 雄太	千葉県柏市篠籠田758-8-105	
2	顧問料	77,000	R5/3/1	中野 雄太	千葉県柏市篠籠田758-8-105	
3	顧問料	77,000	R5/4/4	中野 雄太	千葉県柏市篠籠田758-8-105	
4	顧問料	77,000	R5/4/28	中野 雄太	千葉県柏市篠籠田758-8-105	
5	顧問料	77,000	R5/6/2	中野 雄太	千葉県柏市篠籠田758-8-105	
6	顧問料	77,000	R5/6/30	中野 雄太	千葉県柏市篠籠田758-8-105	
7	顧問料	77,000	R5/8/2	中野 雄太	千葉県柏市篠籠田758-8-105	
8	顧問料	77,000	R5/8/31	中野 雄太	千葉県柏市篠籠田758-8-105	
9	顧問料	77,000	R5/9/29	中野 雄太	千葉県柏市篠籠田758-8-105	
10	顧問料	77,000	R5/10/31	中野 雄太	千葉県柏市篠籠田758-8-105	
11	顧問料	77,000	R5/11/30	中野 雄太	千葉県柏市篠籠田758-8-105	
12	顧問料	77,000	R5/12/28	中野 雄太	千葉県柏市篠籠田758-8-105	
13						
	こ の 頁 の 小 計	924,000				
	そ の 他 の 支 出					
	合 計	924,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		9. その他の経費	
					9. その他の経費 特許相談	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	特許相談	183,822	R5/8/2	古関特許事務所	東京都港区西新橋2-18-1弁護士ビル2号館402	
2	特許相談	213,551	R5/8/31	古関特許事務所	東京都港区西新橋2-18-1弁護士ビル2号館402	
3	特許相談	179,500	R5/9/19	古関特許事務所	東京都港区西新橋2-18-1弁護士ビル2号館402	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	こ の 頁 の 小 計	576,873				
	そ の 他 の 支 出					
	合 計	576,873				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		9. その他の経費	
					9. その他の経費 出演料	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	出演料	165,000	R5/8/1	(株)OMECO	東京都台東区台東2-31-8ビクトリー ビル1階	
2	出演料	1,100,000	R5/9/1	(株)マチャーテ	東京都目黒区上目黒3-6-24碓井ビル 302	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	こ の 頁 の 小 計	1,265,000				
	そ の 他 の 支 出					
	合 計	1,265,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☒	☐	

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳			項目別区分	シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金
行番号	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1	奥野卓志	9,780,000		
2	東洋ライフサービス(株)	19,767,452		
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年々月 〃 日

政治団体の名称 ごぼうの党

会計責任者の氏名 中野 雄太



代 表 者 の 氏 名 （代表者については解散時のみ記入すること）

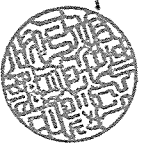
政治資金監査報告書

令和6年4月11日

ごぼうの党
代表 奥野卓志 殿

登録政治資金監査人

斎藤 将



登録番号 第5435号
研修修了年月日 平成30年7月3日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、ごぼうの党の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、ごぼうの党の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると私が判断したため、私の事務所(東京都品川区旗の台6丁目3番4号)において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、存在しなかった。

3 業務制限

ごぼうの党と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、ごぼうの党と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上